平成２５年（再イ）第１１号
山口県光市室積７丁目１番18号
再生債務者　久原　慶昭
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月20日まで
平成25年12月19日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第９号
広島県福山市引野町１丁目14番12号　グリーンパレス103
再生債務者　長田　武文
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月24日まで
平成25年12月20日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１１号
福岡県小郡市大保1226番地１
再生債務者　上田　良一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年12月19日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号
大分県別府市大字別府3184番地の１
再生債務者　松井　茂樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月30日から平成26年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第５号
大分県別府市大字別府3184番地の１
再生債務者　松井　祐美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月30日から平成26年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号
鹿児島県指宿市東方703番地２
再生債務者　西村　秀文
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月30日から平成26年２月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（再ロ）第８号
大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目５番31号
再生債務者　三木　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月24日から平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０００４号
茨城県水戸市見川町2131番地の1872
再生債務者　秋山　利男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月９日まで
平成25年12月19日　水戸地方裁判所

平成２５年（再ロ）第９号
神戸市北区藤原台中町４丁目６番16号
再生債務者　木村　由紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月９日まで
平成25年12月19日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００００４号
東京都清瀬市竹丘２丁目31番26号
再生債務者　霜村　昌男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月10日まで
平成25年12月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第８号
熊本市中央区本山町67番地１　神元アパート201号室
再生債務者　山田　健一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月14日まで
平成25年12月20日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第４号
兵庫県加古川市平岡町高畑780番地
再生債務者　大西　正道
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月16日まで
平成25年12月19日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再ロ）第５号
青森市勝田２丁目21番11号
再生債務者　田中せつ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月17日まで
平成25年12月20日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１６号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番20―302号
再生債務者　永田　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第１７号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番20―302号
再生債務者　永田　勝代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第３号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠182番地の１６
再生債務者　影山さおり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月20日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少して五千万円とし、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十六年二月十七日であり、株主総会の決議は、平成二十五年十一月二十二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月十七日
掲載頁　九十三頁（号外第二七五号）
平成二十六年一月七日
東京都品川区西五反田七丁目一番九号
高木工業株式会社
代表取締役　高木　　茂